

平成20年度第1回団体連絡会議議事次第

1. 日 時: 平成20年6月20日(金) 14:00~17:00
2. 場 所: (社)日本建材・住宅設備産業協会 A・B会議室
3. 議 題
 - (1) 富田 育男 建産協 専務理事 挨拶 14:00~14:10
 - (2) 喜多見 淳一 住宅産業窯業建材課 課長 挨拶 14:10~14:30
 - (3) 講演
 - 長期使用製品安全点検・表示制度について 14:30~15:10
(経済産業省 製品安全課 製品安全制度審議室長 矢島 秀浩氏)
 - 4VOC自主表示制度について 15:10~15:50
(品質保証委員会 VOC部会長 藤田 清臣氏)
接着剤の4VOC自主管理制度
(日本接着剤工業会 VOC委員会副委員長 井上 雅雄氏)
 - REACH(EU新化学品規制法)への対応について 15:50~16:30
((社)日本化学工業協会 REACHタスクフォース事務局長代理 庄野 文章氏)
 - (4) 団体会員からのご報告 16:30~16:40
 - (5) 建産協からの報告他 16:40~17:00
 - 第21回定期総会報告
 - 平成20年度建産協事務局体制について……………事務局職員紹介
 - 平成20年度団体連絡会開催予定
 - ・第2回 平成20年 9月19日(金)14:00~17:00
 - ・第3回 平成20年12月19日(金)14:00~17:00
 - ・第4回 平成21年 3月19日(木)14:00~17:00

平成20年度 第1回団体連絡会議開催報告

平成20年6月20日(金)当協会会議室において平成20年度第1回団体連絡会議が、正・賛団体会員26団体の出席(事務局含む44名出席)を得て開催された。

まず、当協会富田専務理事より、去る6月10日に開催された第21回通常総会および臨時理事会において役員改選が行われ、新体制による協会事業運営がスタートしたことが報告され、今後の事業活動への協力と部会への参加依頼を行った。

最新の行政動向

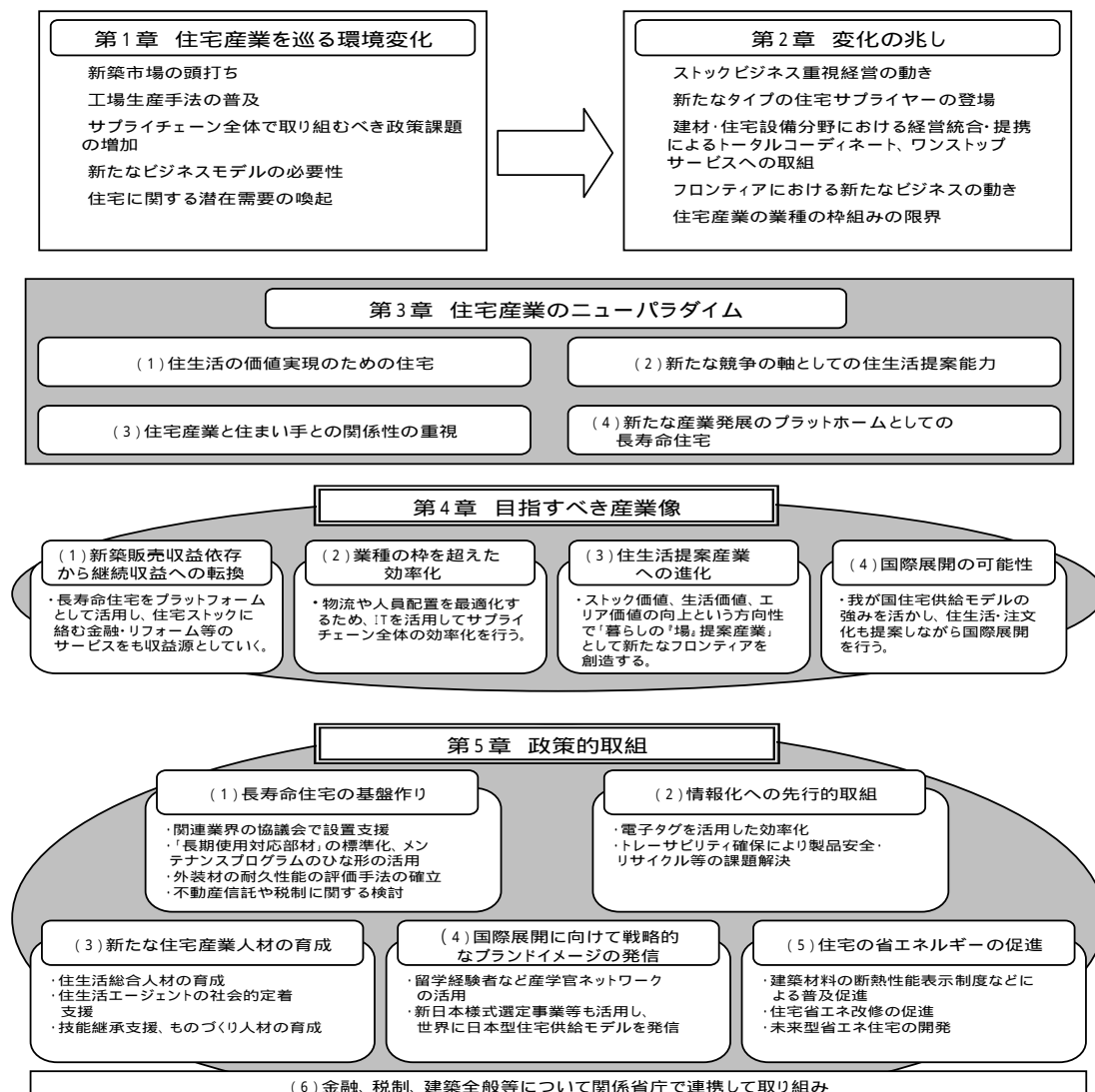


経済産業省製造産業局 喜多見淳一住宅産業窯業建材課長から、最新の行政動向について以下の内容でご説明いただいた。

住宅産業のニューパラダイムについて

「今後の住宅産業のあり方に関する研究会」からの報告書として発刊された。概要は次の通り

「今後の住宅産業のあり方に関する研究会」報告



平成 19 年度ものづくり白書の公表について(詳細は経済産業省ホームページ)

<http://www.meti.go.jp/report/data/g80610aj.html>

建材・住宅設備取引ガイドラインフォローアップについて

フォローアップ概要説明と「ベストプラクティス集(改訂版)」の紹介

平成 20 年度版中小企業施策利用ガイドブックの紹介

中小企業施策を利用する方のための手引書として、主な施策の概要を紹介している。

詳細は中小企業庁ホームページ

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/download/20fy_guidbook.pdf

主な講演の概要



講演 : 改正消費生活用製品安全性の周知について

講師 : 経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課
矢島秀浩 製品安全制度審議室長

1. 長期使用製品安全点検制度について

長期使用製品安全点検制度創設の背景

(配布資料より抜粋)

これまでの製品安全対策 - 事前規制

- 製品を指定し、技術基準を定める。
製造・輸入事業者は、技術基準に適合するよう製造・輸入しなければならず、適合しないものは出荷できない。
- 販売事業者等は、技術基準に適合する表示の付された製品でなければ販売できない。



市場出荷後も含めた製品安全確保の強化が強く求められるように



事後規制 - 事前規制に加えて

行政に事故情報が適切に報告されていない事故事例があったことを受け、平成18年臨時国会において消費生活用製品安全法が改正され、**重大製品事故報告・公表制度**が平成19年5月14日からスタートした。



製品が市場に出荷された後は、製品の所有者に保守が委ねられ、保守が適切になされないまま**製品が劣化して生じる事故**(= **技術基準適合規制では対応できない事故**)が発生しているという**事実**



平成19年臨時国会において**消費生活用製品安全法が再び改正され、長期使用製品安全点検・表示制度が創設された(平成21年4月1日から施行)**

長期使用製品安全点検制度創設の概要

(経済産業省 長期使用製品安全点検・表示制度パンフレットより抜粋)

(平成20年6月第3版)

長期使用製品安全点検・表示制度の創設

～製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止～



長期使用製品安全点検・表示制度の概要

平成21年4月1日から施行

長期使用製品安全点検制度 (消費生活用製品安全法(消安法)の改正)

➡ 1

長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い以下の9品目について、点検制度が設けられます。

9品目の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)、販売事業者等(特定保守製品取引事業者)、関連事業者、消費者等(所有者)それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止するための制度です。

<点検制度の対象製品>

| | | |
|-------------------------|-----------------------------|------------------|
| 屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用) | 屋内式ガスバーナー付ふろがま(都市ガス用、LPガス用) | |
| 石油給湯機 | 石油ふろがま | 密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機 |
| ビルトイン式電気食器洗機 | 浴室用電気乾燥機 | 計9品目 |

平成21年4月1日から施行

長期使用製品安全表示制度 (電気用品安全法の技術基準省令の改正)

➡ 10

経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されます。

点検を実施するほどではないものの、長期に亘り使用されるため、消費者等に長期使用時の注意喚起を促す表示を義務付ける制度です。

<表示制度の対象製品>

| | | | | | |
|-----|------|-----|-----|----------|------|
| 扇風機 | エアコン | 換気扇 | 洗濯機 | ブラウン管テレビ | 計5品目 |
|-----|------|-----|-----|----------|------|



長期使用製品安全点検制度における対象者とその義務と責務

特定製造事業者等

2

【対象者】

- ・特定保守製品の製造事業者
※OEM製造の場合は、基本的にブランド事業者が該当します。
- ・特定保守製品の輸入事業者

【義務】

- (1)経済産業局長への事業の届出義務
- (2)設計標準使用期間及び点検期間の設定義務
- (3)製品への表示義務
- (4)製品への書面及び所有者票の添付義務
- (5)製品の所有者情報の管理義務
- (6)点検通知義務及び点検実施義務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

- (7)点検等の保守サポート体制の整備義務

施行日以前の既製品も対象

特定保守製品取引事業者※

6

【対象者】

- ・特定保守製品の販売事業者
- ・不動産販売事業者
- ・建物建築請負事業者

【義務・責務】

- (1)所有者への引渡時の説明義務
- (2)所有者に対する、特定製造事業者等への所有者情報の提供の協力責務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

※ 特定保守製品に限らず、消費生活用製品の経年劣化による危害の発生防止に資する情報を収集し、一般消費者に提供することが製造、輸入又は小売販売の事業者者に求められます。

10



関連事業者

9

【対象者】

- ・特定保守製品の取引を仲介する事業者(不動産取引仲介事業者等)
- ・修理・設置事業者
- ・ガス・電気・石油供給事業者

【責務】

- (1)所有者への情報提供の責務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

所有者

7

【対象者】

- ・特定保守製品を所有する消費者等
- ・特定保守製品の賃貸業者(家賃賃貸人等)

【責務】

- (1)特定製造事業者等への所有者情報の提供の責務
- (2)特定保守製品の点検等の保守の責務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品



講演 : 建材からのVOC放散に関する自主表示制度

講師 : 建産協 品質保証委員会 藤田清臣 VOC 部会長

(配布資料より抜粋)

基準化への背景

- シックハウスに係る建築基準法改正以降、VOCについても引き渡し前の室内濃度測定
の要求あり
- 建材からのVOC放散については、試験法は
あるものの、測定結果の判断基準がない
- このような状況から、建材メーカーや設計・
施工者等から、判断基準の拠り所となる
基準化を望む声が多く出ている

1

基準の制定

- 平成20年4月1日
本基準を正式に制定し、運用を開始する旨、
(財)建材試験センターのホームページ上
にて公表
タイトル名より(案)を削除

www.jtccm.or.jp/seino_kijyun_voc

5月29日付けにて、英語版も公開

2

適用範囲

- 対象の資材
 - ① 建築用ボード類、壁紙、床材
(JIS A 1902-1)
 - ② 接着剤 (JIS A 1902-2)
 - ③ 塗料、仕上塗材 (JIS A 1902-3)
 - ④ 断熱材 (JIS A 1902-4)
 - ⑤ その他、当該基準で評価することが
合理的なもの
- 対象とするVOC
トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン

3

VOC放散速度基準値

| 対象VOC | 略記号 | 放散速度基準値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$) |
|---------|-----|---|
| トルエン | T | 38 |
| キシレン | X | 120 |
| エチルベンゼン | E | 550 |
| スチレン | S | 32 |

- 小形チャンバー法による7日目の測定結果が、
基準値以下であること
- 実際の建物使用時の負荷率を $3.4 \text{ m}^3/\text{m}^2$ と設定

4

試験方法

- 試験
小形チャンバー法で行う (JIS A 1901)
- 試験条件
 - ① 試験片の数: 1条件につき、2体
 - ② 資料負荷率: $2.2 \text{ m}^3/\text{m}^2$
 - ③ 空気捕集間隔: 1日目、3日目、7日目
- 試験結果
JIS A 1901に規定する項目を報告

5

表示内容の基本事項

- ① 基準適合性を保証する機関名と認証等
公布日および連絡先
- ② 基準名 (建材からのVOC放散速度
基準化研究会)
- ③ 基準適合している旨の記述または記号
- ④ 建材名
- ⑤ 商品名
- ⑥ 製造者名および連絡先

6

適合証明・表示区分

基準適合の形態区分

- ① 自己証明
製造者がデータ等により自己責任で証明
- ② 試験報告書
試験した建材が基準に適していることを試験機関が証明
- ③ 仕様書等による発注者基準の適合証明
建材受け入れ・使用許諾の判断に資するもの
- ④ 証明・マーク
特定の様式・マークにより基準適合性を保証

7

適合証明・表示の要件

- ① 自己適合宣言
自己立証により基準適合性を宣言 (JISQ1000)
- ② 試験報告書
JISA1901定める事項等必要な技術的情報の記述
- ③ 発注者基準の基準適合文書
特定の発注者の制度的要件を満たす
- ④ 証明・マーク
JISQ17030に基づき証明・表示

8

検討会の運営

「建材から放散するVOCの
自主表示に関する検討会」
事務局：建産協
参画団体：建材関連製造者20団体
ex. 接着剤、ボード類、化粧板等
建材関連の工業会等
検討課題：表示制度運用に係る基本的事項
について整合をとり、関連業界で
表示の統一化

9

表示制度運用に係る基本的事項

- ・ 対象とする性能
建材からのVOC(4種)の放散速度が「放散速度基準値(案)」に示された数値を満たすこと。
- ・ 表示内容および方法
 1. 表示制度名(各団体の表示制度の名称)
 2. 適合表示 「4VOC基準適合」
 3. 登録番号
 4. 製造者等名称
 5. 製造年月日あるいはロット番号
 6. 問合せ先(業界団体の問合せ先)
 表示は、製品・梱包・施工説明書等

10

表示制度運用に係る基本的事項

- ・ 適合表示「4VOC基準適合」の商標登録

「自主表示に関する検討会」参画の各団体の合意を得て商標登録を申請

申請日：平成20年4月3日
目的：偽証等不正表示防止
(特に海外品等)
使用権：検討会参画団体で表示を希望する団体ごとに、その傘下の会員企業等と使用許諾契約のもとで表示できるようにする
(基本的には自由に使えるよう配慮する)

11

表示制度運用に係る基本的事項

別記 対象VOC基準値以下であることが確認されている資料

| 材料名称 | 備考 | 問合せ先 | 電話番号またはURL |
|-----------------------------|---|----------------------|-------------|
| (資材の一般名称) | (無塗装品に限る、JIS A ○○○○の区分△△とする、など限定がある場合は記述する) | (工業会等の名称) | (工業会等の問合せ先) |
| 例： 木材そのもの | | 「木質建材からのVOC証明・表示研究会」 | |
| 例： 一次加工木建材 合板、PB、MDF等 | | 「木質建材からのVOC証明・表示研究会」 | |

※ 各団体に調査し、回答のあった材料を随時掲載する。

12


主な関連団体の対応(1)

- ・ 日本建材・住宅設備産業協会
自主表示に関する検討の推進
 - a. 「建材からのVOC放散速度基準化研究会」への参画
 - b. 事務局として関連団体合同の「自主表示に関する検討会」を推進
 - c. 自主表示に向けた建材からのVOC放散に関する調査研究の推進
(国交省補助事業調査研究・日本接着剤工業会との共同研究)
 - d. 表示のための評価登録制度導入

13

建材からのVOC放散有無の判定 (情報開示への判断根拠)

- ・ 共同研究成果として
最終製品からのVOC放散については、それらの構成材料からのVOC放散の有無を知ること、推定が可能



- ・ VOC放散有無の判定の一方法
構成材料個々のVOC放散データにて最終製品からのVOC放散の有無を判断

14



講演：接着剤の4VOC自主管理制度

講師：日本接着剤工業会 井上雅雄 VOC委員会副委員長(コニシ株)

(配布資料より抜粋)

接着剤の自主管理制度

- 第1ステップ
材料・配合・装置で管理
- 第2ステップ
含有量測定で管理(0.1%未満)
- 第3ステップ(未制定)
小形チャンパーによる測定(検討)

1



2

日本接着剤工業会

室内空気質汚染対策のための VOC自主管理制度(第1版)抜粋

日本接着剤工業会
VOC第2登録審査委員会

3

日本接着剤工業会

1. 目的(第1条)

本規定は、日本接着剤工業会(以下「工業会」という)が、製造・販売者並びに使用・購入業者が共通の認識で、材料を選択・判断できる共通の「ものさし」として公表された、建材からのVOC放散速度基準に対応し、室内空気質に配慮した**接着剤(以下「製品」という)の供給を目的として定めたものである。**

4

日本接着剤工業会

2. 申請者の資格(第3条)

登録申請できる者は、当該製品および関連の原料を製造、加工、または販売している**工業会の会員**とする。

3. 適用範囲(第4条の1)

本規定は、会員が製造販売する**住宅内装関連の建築・建材・家具等用途の接着剤関連製品**に適用される。

5

日本接着剤工業会

5. 品質適合宣言(第5条)①

本規定は、4VOCを組成に配合していない製品(以下「4VOC基準適合製品」という)について、工業会として登録し、申請者が適正な表示によって4VOC基準適合製品である旨を宣言するものである。
4VOC基準適合製品は、次の**含有量管理値で管理された製品**とする。

6

7. 接着剤の種類(第6条)

1. 酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形
2. ビニル共重合樹脂系エマルジョン形
3. アクリル樹脂系エマルジョン形
4. ゴム系ラテックス形
5. 水性高分子-イソシアネート系
6. ショーレンサン樹脂系
7. エポキシ樹脂系
8. ウレタン樹脂系
9. 変成シリコン樹脂系
10. シリル化ウレタン樹脂系
11. ホットメルト形
12. 酢酸ビニル樹脂系溶解形
13. ビニル共重合樹脂系溶解形
14. ゴム系溶解形

これ以外の種類について、申請依頼があった場合にはVOC委員会で検討し、役員会で承認する

7

17. 登録マーク表示モデル(第13条)②

1. 【製品への表示項目】

- (1) 日本接着剤工業会(JAIA)登録
- (2) 登録番号
- (3) 4VOC基準適合
- (4) 製造会社名(製品容器の表面)
- (5) 製品名
- (6) ロット番号
- (7) 問い合わせ先 (<http://www.jaia.gr.jp>)

8

19. 登録マーク表示モデル(第13条)④

3. 【MSDSへの記載】

- ・記載場所: 「その他の情報」へ記載
- ・記載例:

4VOC低減度基準
日本接着剤工業会自主管理規定JAIA-4000000-4VOC基準適合
(登録番号)

4. 【カタログ、技術資料への記載】

JAIA-4000000-4VOC基準適合
(登録番号)

又は

JAIA-4VOC基準適合

9

1. 基準適合を確認

- ・4VOCを配合していないことを確認する。
- ・4VOC含有量及びフローチャートで基準に適合するかどうか確認する。

2. 申請書類作成

- ・4VOC基準適合製品登録申請書(VOC様式-1)
- ・製品リスト(VOC様式-2) → メールで事務局へ送信
- ・登録製品品質管理チェック表(VOC様式-6)

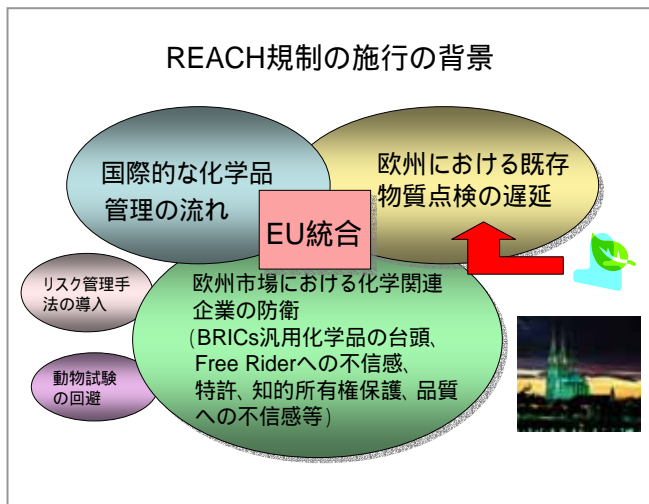
10



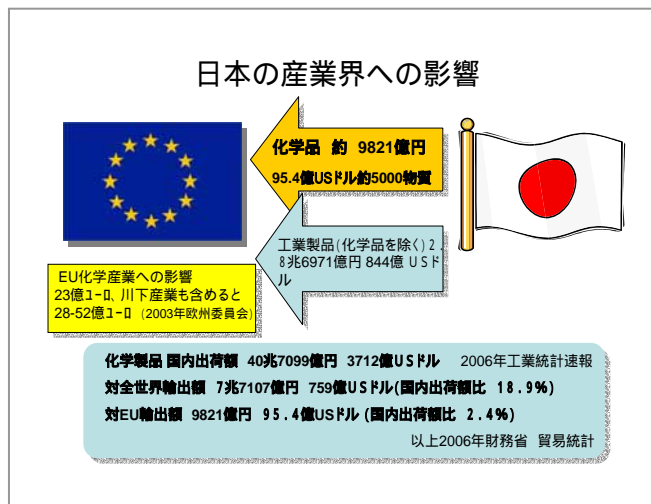
講演 : REACH (EU新化学品規正法) への対応について

講師 : (社)日本化学工業協会 庄野文章 REACH タスクフォース事務局長代理

(配布資料より抜粋)



1



2

3. 化学品管理に関する3種の法規制 比較その特色(1)

| | 日本 | 米国 | EU 現在 | REACH |
|----------|---|----------------------------|--|--|
| | 化審法 | 安全衛生法 | TSCA | 67/548/EEC |
| 法の目的 | 難分辯性に継続的に摂取される場合には、人の健康を損なう恐れがある化学物質による環境汚染を防止するため化学物質の製造、輸入等について規制する | 職場において有害な化学物質による労働者の健康障害防止 | 健康、環境を損なう不当なリスクをもたらす化学物質および混合物の影響を規制することにより人の健康または環境への不当な影響を防止する | 競争力および確信を高揚させつつ人の健康および環境の高レベルの保護ならびに物質の共同体市場での自由な流通を確実にする。 |
| 届出、登録の対象 | 新規物質の届出 | 新規物質の届出 | 新規物質の届出 (PMN) | 新規、既存物質の登録、届出、認可および制限 |
| 規制の具体的内容 | 新規・既存物質製造・輸入の 実質禁止、制限、管理(監視) 等 | 変異原性物質の製造・輸入、使用制限 | 製造・輸入の 禁止、管理 新規物質の情報要求、用途制限(SNUR)等 | 製造、輸入の 禁止、制限、認可 |

3

Registration, Evaluation, Authorization and restriction of Chemicals

REACHの特色

従来、類例を見ない包括的化学品管理法

- No data No Market. 1物質=1登録……
試験データの共有 SIEF Data sharing
- 新規化学物質だけではなく既存化学物質もその対象
- 安全性評価の実施主体 当局から産業界へ
- 有害性リスクの高い物質に対する認可制度の導入、代替物質への転換義務
- 物質の製造、輸入者のみならず製品の製造者、輸入者、流通業者等いわゆるダウンストリームユーザー等サプライチェーン全体への規制拡大
- リスクアセスメント(RA)、リスクマネージメント(RM)およびリスクコミュニケーション(RC)の大幅導入
- 物質のみならず成形品(製品、Article)に含有される物質も登録、届出、認可の対象
- 動物愛護……重複試験実施の排除



4

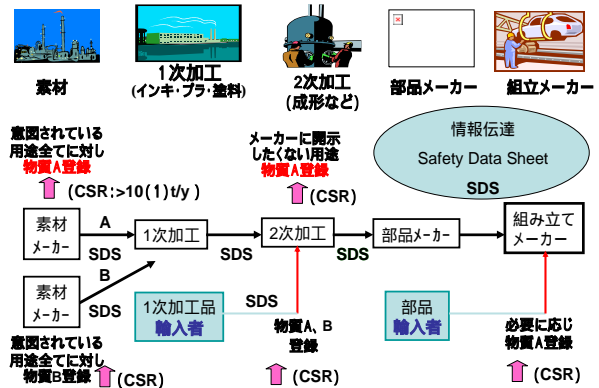
GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals

- 目的
 - 危険性・有害性の情報伝達に関して誰誰もが理解できるシステムを確立
 - 試験・評価の重複を回避
 - 正しく評価されている化学物質の国際貿易を促進
- 適用範囲
 - 純物質、混合物 (除く 成型品)
 - 医薬品、食品添加物、化粧品 などは対象外
 - 農薬については現在も国連で議論中との情報もある
 - 労働者、消費者、輸送関係者、救急対応者 など
 - 入手可能なデータを用いて分類

5

REACH サプライチェーンに沿った管理

(<http://europa.eu.int/comm/environment/chemicals/whitepaper.htm>)



6

(1) Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals

Registration (登録)



- 年間1t以上製造・輸入する場合、事業者毎に物質を登録
- 一定条件を満たす**成形品中の物質**も対象
- 一部、対象外、適用除外、軽減免除措置あり (ポリマーは免除 >2%の構成モノマーは登録対象)

Evaluation (評価)



- 登録された情報に基づいて評価 文書評価 物質評価 (CSA, CSR)
- 必要に応じて追加情報を要請

7

登録対象



- 新規化学物質 (Non Phase-In substance)
 - 1事業者あたり1t/y以上の製造・輸入の化学物質を登録
- 既存化学物質 (Phase-In substances)
 - 新規物質と同様。但し、EINECS*、NLPリスト収載済なら**予備登録すれば登録猶予期限あり**

* EINECS: 既存物質リスト(対して、新規物質リストはELINCS)

個別製品

- 物質 : 事業者あたり1t/y以上の物質をそれぞれ登録
- ポリマー : 1t/y以上、2%以上の**構成モノマー**をそれぞれ登録
 - ◆ ポリマーそのものは登録不要
- 調剤 : 1t/y以上の**構成成分**をそれぞれ登録
- 成形品 : 1t/y以上の**意図的に放出される物質**の登録が必要
 - ◆ 同じ用途で登録されている場合は登録が不要

8

予備登録

何故: Phase-in 物質の移行措置の便益を得る。
 誰が: 登録予定者 (1t/y以上の物質の製造者/輸入者及び1t/y以上の意図的放出物質を含有する成形品製造者/輸入者)
 何時: 2008年6月1日 ~ 12月1日
 何を: 予備登録者(又は第三者代表)のidentity

想定される登録期限とトン数帯
 物質名、EINECS番号、CAS番号或いは識別番号
 読み込み(read-across)/QSARsのための物質identity

予備登録物質のリスト公表

2009年1月1日までに庁は、予備登録物質のリスト(上記赤字)をウェブサイト上で公開

9

本登録(共同提出 + 個別提出)

| 個別提出事項 (MUST) | 個別/先導者提出 選択事項 (MAY) | 先導登録者提出事項 (MUST) |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 10(a)() 付属書 の §1 製造/輸入業者のアイデンティティ 10(a)() 付属書 の §2 物質のアイデンティティ 10(a)() 付属書 の §3 製造及び使用に関する情報 10(a)() 1~10トンの数量 物質は、付属書 の §6 暴露情報 10(a)() 適切な経験を持つアセッサーによる審査の示唆 | <ul style="list-style-type: none"> 10(a)() 付属書 の §5 物質の安全な使用に関する指針 (b)14条に基づく要求の場合 付属書 の書式 CSR 登録者が適当と考える場合 使用/ばく露カテゴリ 10(a)() に基づく何らかの関連する示唆 | <ul style="list-style-type: none"> 10(a)() その物質の分類及び表示 10(a)() 付属書 ~ から導かれる情報の調査要約書 10(a)() 付属書 ~ から導かれるロ-ハスト調査要約書 10(a)() 付属書 ~ にリストされている試験提案 |

10

(5) 評価、認可及び制限

評価 (Evaluation)

- 文書評価: 欧州化学品庁 (Agency) が実施
 - ✓ 動物試験提案評価
 - ✓ コンプライアンス確認
- 物質評価: 各国政府が産業界の責務 (必要な場合)
 - ✓ 付属書 ~ に加えてさらなる追加情報の必要性を評価
 - ✓ CSA (Chemical Safety Assessment)
 - ✓ CSR (Chemical Safety Report)

認可、制限あるいは分類表示の判断材料になりうる

11

認可 (Authorization)

Precautionary Principle (予防原則) に基づく
 付属書 に掲載された物質に対しては、欧州委員会が認可を付与する

- 認可対象物質 (EU独自の判断基準, Black List化 付属書)
 - 候補物質 (高懸念物質: 約1,500物質?) : 各加盟国当局が提案

- ✓ 発がん性、変異原性、生殖毒性 (CMRs) のカテゴリ-1および2
- ✓ 付属書 の基準を満たす難分解性、生体蓄積性、有毒性 (PBTs)
- ✓ 付属書 の基準を満たす非常に強い難分解性、生体蓄積性 (vPvBs)
- ✓ 上記の基準を満たさないが、内分泌かく乱物質など、ヒト健康・環境に対して、同レベルの懸念があるという科学的根拠がある物質

候補物質リストCandidate list(公開) 認可対象物質リスト(付属書)

12

制限 Restriction

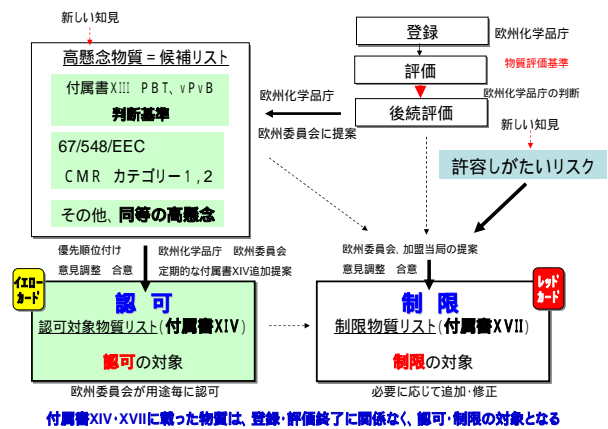
Safety Net of REACH System (付属書)

登録要否にかかわらず、化学物質を禁止、用途・使用条件を制限できる仕組み

- 制限対象
 - ヒト、環境に容認しがたいリスクがある場合
 - 各加盟国当局が提案 付属書 (52物質) (76/769/EEC引継ぎ)
 - 認可対象物質とは重複しない
- 制限範囲
 - 製造 / 販売 / 使用の禁止。制限の条件に適合していない限り製造され、上市されてはならない。「完全な禁止」もありえる。

13

認可・制限のまとめ



付属書XIV・XVIIに載った物質は、登録・評価終了に関係なく、認可・制限の対象となる

14

5. 産業界にとっての課題と問題点

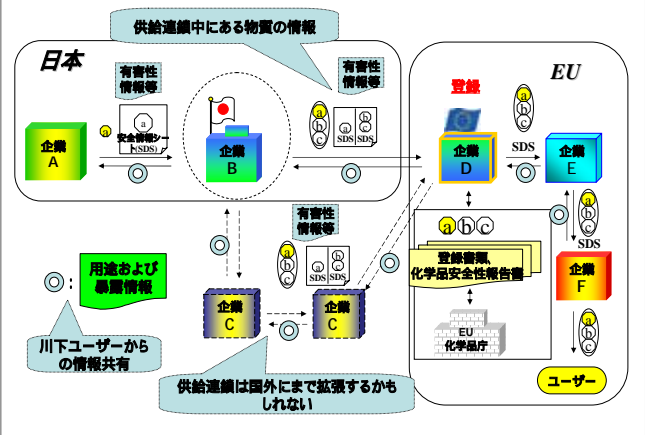
- 国際的な化学品の管理 ハザード管理からリスク管理へ
- REACHはリスク管理の手法を織り込んだ包括的な化学品法中身としては理想的 でもWorkable?
運用上不明確な点が残る
- 3R (Risk Assessment、Risk Management、Risk Communication) のPolicyへの導入
(成形品、高懸念物質、CSR等)川下分野をまきこんだ包括的化学品管理および情報共有 顧客対応、情報の相互交換必要 (双方向情報交換)
- 国内外への影響不可避 欧州だけの問題ではない!!

実は、欧州Big Chemicalの世界戦略？
対BRICS対策？



15

供給連鎖を通じた物質に関する情報共有



16



7. まとめ



- REACHは施行されたが、いまだ実際の運用面での対応で不明な点が多い。
- 今後、サプライチェーンの各Actorsや川中メーカーの具体的問題も浮上(情報伝達、上流との情報共有等)・・・ビジネスとも深く関連
- さらに今後CSAおよびCSRの作成やWaiving段階での技術的課題さらに認可、制限から代替品への転換といった問題の増加が予想される。

日化協としては現実的視点にたって会員各社・団体の支援を行い必要なガイダンス、情報提供等を行うとともに必要なアクションを実施

17

建産協からの報告事項

事務局体制の変更に伴う、事務局新任職員の自己紹介が行われた。

平成 20 年度団体連絡会議の開催予定が以下のように報告された。

第 2 回 平成 20 年 9 月 19 日(金) 14 時~17 時

第 3 回 平成 20 年 12 月 19 日(金) 14 時~17 時

第 4 回 平成 21 年 3 月 19 日(木) 14 時~17 時